

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成27年9月7日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人日本歌謡振興機構

(2) 代表者名

今井 幸治

(3) 主たる事務所の所在地

京都市南区久世東土川町317番地7

(4) 定款に記載された目的

この法人は、歌謡曲を愛唱する人々に対して、歌唱技術の研究と振興に関する事業を行い、歌謡曲を愛する人々に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成27年8月31日

(文化市民局地域自治推進室)